

2021 年 4 月 21 日 軽種馬防疫協議会 事務局 (JRA 馬事部防疫課)

ニュージーランドからの一時的な輸入停止措置の解除について

昨年5月、ニュージーランドにおいて馬ピロプラズマ病の抗体陽性馬が確認されたことは既報(2020年6月4日付)のとおりですが、OIEによると、それ以降、同国で本症の新たな発生報告はありません。本年4月15日付で、ニュージーランドから日本向けに輸出する際の家畜衛生条件(一般馬の条件および国際交流競走参加馬の条件)が改正され

(http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/uma.html)、一時的な輸入停止措置は解除されましたのでお知らせします。主な改正内容は、馬ピロプラズマ病について、無病証明ではなく、日本向け輸出前30日以内の検査陰性証明(競合ELISA法または間接蛍光抗体法)を求めるようになったことです。

昨年の発生状況

2019年2月にフランスから輸入されニュージーランドで過ごしていた4歳牝馬が、翌年5月に実施されたニュージーランドからの輸出時検査において馬ピロプラズマ病の抗体陽性と判定された。それまでニュージーランドでは本症の発生はなかったため、その牝馬が同国における初めての発生報告となった。

馬ピロプラズマ病とは?

馬ピロプラズマ病は古くからその存在が知られており、赤血球の中に寄生する原虫によって起こる病気です。この原虫が馬に感染すると馬は貧血、黄疸、発熱や血尿などの臨床症状を示し、罹患した馬の約10%が死亡すると言われています。馬に感染するピロプラズマ原虫には、Babesia caballi、Theileria equi の2種類があります。今回のニュージーランドでの発生は Theileria equi によるものです。上述したとおり、これらの原虫はダニによって媒介され感染します。現在、本病はヨーロッパ、アジア、ロシア、アフリカおよび中南米など世界各地に存在していますが、わが国での発生は過去に確認されておらず、家畜伝染病予防法において指定されています。一方、ヨーロッパなどの常在地では、感染馬に対して化学療法が試みられていますが、確立された治療法は存在しません。また、予防としての有効なワクチンも現在のところ存在しません。

軽種馬防疫協議会